

年金豆知識

定率減税額の引き下げについて

平成17年度の税制改正により定率減税額が引き下げられ、平成18年分以後の所得税について適用されることとなりました。

これに伴い、平成18年1月1日以後に支払われる年金にかかる所得税（源泉徴収される税額）の計算方法も改められることになりました。

改正内容については下記のとおりとなっています。主な内容は、源泉徴収する税額の計算における年金定率控除額が今までの20%から10%相当額の控除に変更されたことです。

なお、退職や老齢の年金は所得税法上「雑所得」となっており、共済組合では年末調整は行いませんので、翌年に所轄の税務署において確定申告を行い、年税額を確定していただく必要があります。

また、障害共済年金や遺族共済年金などの障害や遺族に関する年金については、今回の改正による影響はなく、引き続き「非課税」となります。

適用開始
(平成18年1月1日)

	平成17年(改正前)	平成18年(改正後)
所得税の定率減税	所得税の20%相当額を控除 (20%相当額が25万円を超える場合は、25万円)	所得税の 10% 相当額を控除 (10%相当額が12万5千円を超える場合は、 12万5千円)
公的年金等の源泉徴収	源泉徴収税額の計算 イ 定率減税前の源泉徴収税額 = (共済年金の支給額 - 控除額) × 10% □ 年金定率控除額 = イ × 20%相当額 ^(※3) ハ 源泉徴収税額 = イ - □	源泉徴収税額の計算 イ 定率減税前の源泉徴収税額 = (共済年金の支給額 - 控除額) × 10% □ 年金定率控除額 = イ × 10% 相当額 ^(※3) ハ 源泉徴収税額 = イ - □

(※1) 共済年金の支給額……定期支給期1回当たりの年金額(2カ月分)

(※2) 控除額……(基礎的控除額 + 人的控除額(配偶者控除等)) × その支給金額の計算の基礎となった期間の月数(定期支給期ならば2カ月)

(※3) 上記口で求めた金額が1カ月あたり10,450円(平成17年までは20,850円)を超える場合は、10,450円(平成17年までは20,850円)が限度となります。

※上記で年金に関する所得税法の改正内容についてお知らせしましたが、詳細については最寄りの税務署にご確認ください。